

00477

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日起が休日に當
たるとときは、そ
の翌日）

目次

◇告示

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による医療機関の指定 種畜証明書の交付

土地改良事業の認可

詮細の小売りさばき人の指定

証紙の小売りさばき人の廃止

卷之三

告示

鳥取県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年五月十九日

鳥取県知事
石
破
二
門

鳥取県告示第三百七十号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（津ノ井地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年五月十三日

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	产地	血統
父	母				等級
昭四七 鳥取県臨 第一二号	パインラグ アンプルタイン テキサル 種	ホルス 昭和四十 五年九月 二十七日	東伯郡 赤崎町	ボンドヘイブ ン ラグアンプル シユーピリー	父
ム	デージー	ベリー テキサル	ローナ		母
三級	鳥取県 種畜場	東伯郡 赤崎町	飼養 名及び住所者 氏所		

鳥取県告示第三百六十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十一号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和四十七年 五月一日	三六七	八頭郡 郡家町郡家	鳥取県法人 郡家出張部 渋谷泰彦	財團法人 鳥取県支部 結核予防会 八頭郡郡家町郡家 郡家保健所内

鳥取県告示第三百七十二号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和四十七年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

廃止年月日	住 所	氏 名	廃止前の売りさばき場所
昭和四十七年 四月三十日	八頭郡郡家町郡家 郡家保健所支部長	鳥取県職員組合	八頭郡郡家町郡家
			郡家保健所内